

Alfred J. Kahn

Planning Community Services for Children in Trouble

—— 児童福祉対策への新しい道 ——

井 垣 章 一 一

本書のねらいは、児童ことに問題児に対する統合的なコミュニティ・プログラムへの新しい提案にある。ここでの主張は、「試行的」なもので、「ある意味では、本書そのものが、現行の知識および技術にもとづく一つの仮説である」(六七ページ)と著者はいう。しかし、こうした統合的プログラムの必要性の主張は、そう目新しいものではないし、著者の上のコトバから期待されるほどの内容上の斬新さも、あるいは少ないかもしれない。しかしながら、これまでのものが、ただ断片的、派生的にふれられるか、ごく大ざっぱな主張にすぎなかったことをおもいうかべてみると、このテーマを正面きってタイトルとした、しかも、その完成に十四年を要し、五百数十ページにもおよびる本書は、確かに一つの独自の意義をもつものと注目してよい。専門化よりは調整と

協力の体制樹立が六十年代社会事業の課題であるとすれば、これは、間違いなくこの時代的要請にこたえる一つでもある。著者はコロンビア大学ニューヨーク社会事業学校教授、ニューヨーク市民児童委員会 (Citizens Committee for Children) のコンサルタントをつとめている。

本書は、基本原理と現状批判、問題の発見と処置について各社会機関のあり方、諸機関の調整と協力など、それぞれを主要テーマとする三部に大別され、全体は十三章から構成されている。第一部を構成する三つの章は、社会事業の究極目標の確認と現状の認識、批判にかんする。

たとえば、少年非行における再犯の比重の大きさは、彼らに対する処置が適切ではなかったことを意味する。究極の目標は、彼

らの更生、すなわちコミュニティへの完全な復帰でなければならぬ。しかし、少年院収容を罰や報復の手段として、社会は考えていないであろうか。それを更生の手段として、児童福祉体系の中に確固たる位置づけを行なっている社会は、はたしてどれだけあるであろうか。問題の一面のみをとりあげて、断片的な、その場かぎりのサービスに終わっていないであろうか。最善の診断と、それにもとづく最善の治療がなされているといえるであろうか。そのうえ、大事件をおこし、裁判所の前にあらわれる少年のケースをたどってみると、すでに久しい以前にいろいろな問題兆候を表出しており、それは誰かに気づかれていることが明らかにされる。気づいた人は、それについて何かできる立場にあったはずである。最大の問題は、問題が発見され原因が明らかにされているのかかわらず、正しい時機に、正しい取扱いがなされずに機会を喪失してしまっていることが実に多いことだ。問題をもつある子供が発見され、ある機関の診断をうける。その診断が、その機関の収容、処置基準に達しない場合、そこでは取扱わないケースとして手放してしまい、何の手もつくさない。しかし実はこの子も、何らかの援助を不可欠としている状態にあるのである。各機関・施設はそれぞれ独自の専門化の道をあゆみ、ある閉鎖的固定化におちいつている。あるケースは、こうした諸機関のサービスの谷間におちて、失われてしまう。時機を得て十分な手をつくさず、問題を大きくしてはじめて手を下す。しかも、必ずしも完全、最上のものがあたえられない。これでは、いつまでたつて

も問題は解決しない。

以上の現状批判から根本方針が確定される。すなわち、機関が中心であってはならない。中心は問題、ニードであつて、これをめぐって機関機能は、コミュニティ全体の立場から組織されなければならないのである。問題の解決と真の意味の更生樹立という究極目標をめぐって、各機関は全体の一部として明確な役割をにない、相互に関連され、協力体制を整備することが何よりも肝要である。

第一の仕事は、問題の早期発見である。これにはケース発見(case finding, case location)のみならず、ケースに共通に含まれるような、環境上その他の普遍的な問題の発見、すなわち状況発見(situation finding)の仕事も含まれる。ケース記録の分析や家庭訪問にともなう地域観察による共通なコミュニティ問題の発見——この認識はまた逆に、コミュニティ問題の各ケースへの投影の発見によって、相互に確認される。さて、ケースが発見されれば、次の段階の決定として、ケース診断または評価が必要である。この評価の第一段階は、問題の発見そのものに付帯している。それを問題としてとりあげ、どう処理するか、ふるいわけのための評価が必要である。必要な場合は、さらに入念、完全な診断、評価をしなければならない。前者は、たとえば、教師やあるいは警察官にも要求される仕事であるが、後者には専門家が必要である。そして、この設備は不可欠なものとして、コミュニティのどこかに必ず一つは用意されなければならないものである。

第二部(第四章)第十一章は、以上、更生のための第一要件としての早期発見と正しい診断・評価について、各種のコミュニティ機関・施設がどうあるべきかにかんする。まず著者は、早期発見・治療のためには、機関・施設体系において一連の「門戸開放」(Open doors)が用意されていることが必須要件だという。この「門戸開放」とは、問題をどこへもって行ってよいかわからない人が、気軽に相談に行け、そこでは問題を適切に把握して、適当なところに紹介したり、適切な処置をする機関機能をいう。

この任務をになうべき機関は、家庭機関(Family agency)セツトルメント、公的福祉部等があげられる。次第に、特定クライアントの、カウンセリング中心に、その機能を限定するあやまちにおちいった家庭機関は、広くあらゆる人々にその門戸を開かねばならない。それでこそ本来の家庭機関というべきである。そして、こんにちの専門固定化の時代において、なお柔軟な機能をもつことによって特質づけられるセツトルメントは、地域に密着したそのあり方から、門戸開放機能において重要な位置をしめる一つである。しかし家庭機関にしても、セツトルメントにしても、それが利用できるように地域的に限界がある。カウンティの半数が、公的福祉部が唯一の社会福祉機関であるという現状と、公的福祉事業のますますの発展とその網羅性を考えると、この面ではたすべき大きな役割を、それはになうものでなければならぬ。また、必要な場合は、英国における成功例にならって、市民の相談所(Citizens' Advice Bureau)のようなものを新たに設置する

ことも考えるべきである。

こうした代表的社会福祉機関につづいて、学校、警察、少年裁判所等々関連機関が、その早期発見にはたす役割をめぐって詳しく考察されていく。学校は、児童人口に対する比類なき網羅性のゆえに、また精神衛生や人格発達にかんする知識の教師への普及によって、ごく初期の問題兆候の発見に貢献できるほか、問題児のための特殊学級の設置など、いろいろな予防的、特殊的サービスも行なえ、巾広い活動が可能である。警察は、事件に直面したり、市民の訴えを取上げることによって問題をおさえることができるし、少年裁判所は、その犯罪少年の調査によって、兄弟や家族の問題、さらにはコミュニティにおける環境上の問題を発見することもできる。また拘留所は罰としてでなく、子供の問題の入念な調査、診断ということで考えられねばならず、ここでの子の扱い方の適否が、後の治療段階における効果に重大な影響をあたえることを留意しなければならない。

発見、つづいては診断のための諸機関個々について論ぜられた第二部について、第三部(第十二章)第十三章は治療・処置をめぐる問題がとりあげられる。クライアントの扱い、治療についての基本的考察からはじまるが、要は、問題の原因を個人―社会状況全面においてとらえ、その知識にもとづいて対策がたられねばならないことである。機関は、その効果について間断なく自己評価をおこたらず、新しい知識にもとづいて組織的な実験を続行すべきである。一方、適切な資源がないので放棄したり、失敗に終っ

たようなケースは、記録にとどめ、機関活動状況とともに、それをコミュニティに報告しなければならぬ。それは、サービス・ギャップを明らかにし、その対策をたてるために不可欠なデータである。各機関はそれぞれ固有の機能をもっており、それだけで手一杯かもしれない。しかし、こうした専門的閉鎖性はより越えられなければならない。機関のための事業ではない。それは社会の広くあらゆる人々、子供たち全部のためのもでなければならぬ。すべて問題はコミュニティ全体の立場から考えられ、各機関は、問題の解決と更生をめざすコミュニティの究極目標にもとづいて、その場所と役割をもたなければならない。コミュニティが要請する以上のような機能拡張は、私的機関であれ、それが個人的寄付や公的助成をおおぐ公共性に位置づけられる以上、義務として行なわなければならないものである。それでこそ、はじめに、社会機関の名に値するというべきである。

こうした、コミュニティの責任をおう各種社会機関の機能認識を強く訴える第三部は、有効な成果のためには、プログラム個々についての改善ばかりでなく、一丸としてのコミュニティ・サービス体系の確立が必要であるという考察にすすんでいく。更生問題の完全な解決のためには、ケースの完全な終了に達するまで、ケースを絶対に手放してはならないことである。このためには諸機関は紹介ルートを公式化し、連絡を密にし、相互に関連、調整され、一貫したサービスが提供されるよう統合されて、協力体制を確立しなければならぬ。そのための用具が必要なわけ

あるが、たとえば、いくつもの機関の手をまわり、うまくゆかなかったケースをえらび、そのケース担当者、関係した各機関のスーパーバイザーや管理レベルの人々が集まって研究討議する、新しいタイプのケース会議は、その実質的な高度な有効性をもつものとして、とりわけ重視される。

以上が本書のごく大まかなポイントである。あるいは期待されたほどの新しい内容は少ないかもしれない。しかし、本書の特質や価値は、こうした要約からこぼれおちてしまった、その詳細さ・緻密さ、そして資料の豊富さに、むしろあるように思われる。更生という究極目標にかかわる各種機関の本質的なあり方にかんする論述につづいて、それを基準としての現状の詳細な分析が行なわれていく。一般的な考察のつぎは、事例の検討である。主に、それは、著者が基盤をもつニューヨーク州および市のものであるが、その他注目すべきものはとりあげられており、範囲は全国におよぶ。また、その発祥から社会の変化とともに変遷をたどる各機関の歴史過程は、簡潔にして要をえており、現状の分析をふまえての、よりよき態勢への展望にすすむ——これが各章のとりま成内容である。「よく知られ、普及した、昔からあるものにはふれないでおこう。それが価値がないからというのでなく、新しいアプローチにスペースをさきたいからだ」(三五二ページ)という著者のコトバ通り、新しい企ては多様かつ詳細に論評されている。各機関の活動の現状や当面する問題についての認識は、現代アメリカ社会事業界を見透すのによいし、第二章や第十章では、

社会事業の対象と方法にかんする密度の高い本質論争を展開して
くれる。われわれは、そのとき、この同じ著者が、新しい時代の
社会事業方法論の確立をめざす *Issues in American Social Work*,
1959 の編集者であったことを想い出すのである。現代における
問題泥対策の失敗は、科学的方法の無力を意味するのではなく、
真の意味でのその適用を失敗しているからである。武器はある。
しかし使おうとしないからだ。最後に設けられた「エピソード」
を「試みる武器」(The Untried Weapon)と題して、著者はそ
う叫ぶのである。絶えずよりよきものへの前進あるのみである。
これはコミュニティの責任であり、ひいては個々の社会機関の責
任である。前進への著者の方強い叫びが何よりもわれわれの胸に
のこる。そして、この叫びが単なる叫びだけで終わっていかないと
ころに、本書の価値が存在するであろう。

(コロンビア大学出版部、五四〇ページ、一九六三年)